



2008年3月第一刊

目次

李渤先生と馬立栄先生のパナウェル特許事務所への入所1

2007年度の中国特許出願及び特許査定は大幅に増え..... 2

2007年度中国特許庁の受理したPCT国際特許出願は41.2%増え..... 4

中国特許侵害第一案の被告が上訴 4

中国知的財産権侵害賠償額絶えず上昇..... 5

中国は「雷雨」と「天網」という知財法律の執行行動を行う..... 6

北京市法院5年の間、計1.5万件近く結審..... 6

中国税関が「龍舟行動」を行い、三ヶ月間で権利侵害案件を1301件調査処分..... 7

中国反海賊版苦情通報センター成立..... 7

中国法院はネット経由で23434件の知的財産権判決文書を公布..... 8

中国は5年連続で最も多く米国関税法337条調査された国となった 8

李渤先生と馬立栄先生のパナウェル特許事務所への入所

李渤先生がパートナーとして2007年9月1日にパナウェル特許事務所に入所することをご通報いたす。馬立栄先生がパートナーとして2008年1月1日にパナウェル特許事務所に入所することをご通報いたす。

李渤
略歴

- 1998年 瀋陽薬科大学 製薬学部微生物製薬専門工学学士取得
- 2002年 瀋陽薬科大学 薬物化学専門 理学修士取得
- 2002年 中国国家知的財産権局（SIPO） 審査官
- 2005年 中国政法大学民商法修士課程 課程完了
- 2005年 8月～2006年8月 北京市第一中級人民法院知的財産権庁 関係業務担当
- 2007年 9月～ パナウェル特許事務所



仕事言語：中国語と英語

主な業務：

薬物化学、医薬製剤、製薬エンジニアリング、生物化学、生物技術、微生物学、生物化学エンジニアリング、材料化学、化学エンジニアリング、有機化学を含む化学領域の特許書類の作成、中間手続き、各種審判及び訴訟、権利侵害分析。

経験と長所：

李渤先生は知的財産権保護領域においてしっかりとした理論基礎が累積され、中国特許局と北京市第一中級人民法院知的財産権庁と行政庁で関係理論と実務訓練を受けて、特許調査、分析、特許権無効請求、各種訴訟などにおいて豊かな経験がある。



馬立栄

略歴

1992～1997年 大連理工大学機械部 メカトロニクス日本語強化班 機械工学と日本語文学両学士取得

1997～2000年 大連理工大学大学院 管理工学 修士取得

2000～2003年 北京某日系企業 技術開発部と経営企画室

2003～2007年 中国専利代理(香港) 有限会社 北京事務所と香港本社 機械部 弁理士

2008～ パナウエル特許事務所

仕事言語：中国語、英語と日本語

主な業務：

ディスプレイデバイス、家電製品、機械、工作機械、自動車、材料などメカトロニクス領域の特許書類の作成、中間手続き、各種審判、行政訴訟、権利侵害訴訟及び権利侵害海外研修

2001年 某日系企業の日本本社 経営企画研修

2007年 ドイツ、イギリスの法律事務所で欧州特許法関連の研修

経験と長所：

馬立栄先生は前特許代理会社に勤務している間に、渉外特許代理業務を大量に担当し、業務中堅メンバーとして、主に日本語と英語の案件を代行し、大量の特許書類の作成、実体審査と不服審判、特許分析、特許無効、特許行政訴訟と侵害訴訟の案件に参加した。流暢な日本語会話能力により、日本のお客様との交流の良好基礎が築き上げて、特に機械、電子関係の日本語の案件の代理に豊かな経験がある。

会員：中華全国弁理士協会会員

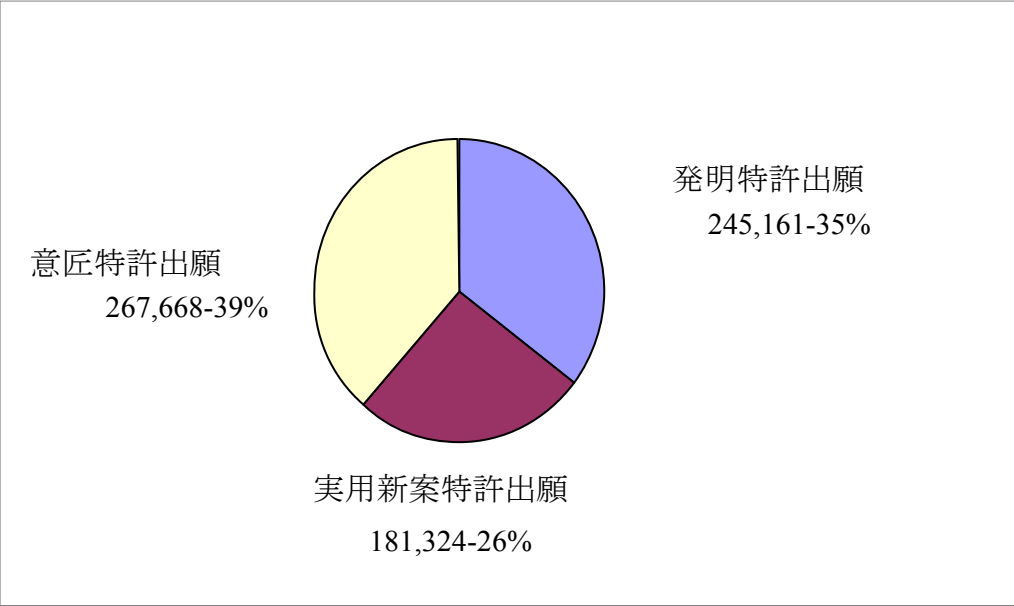
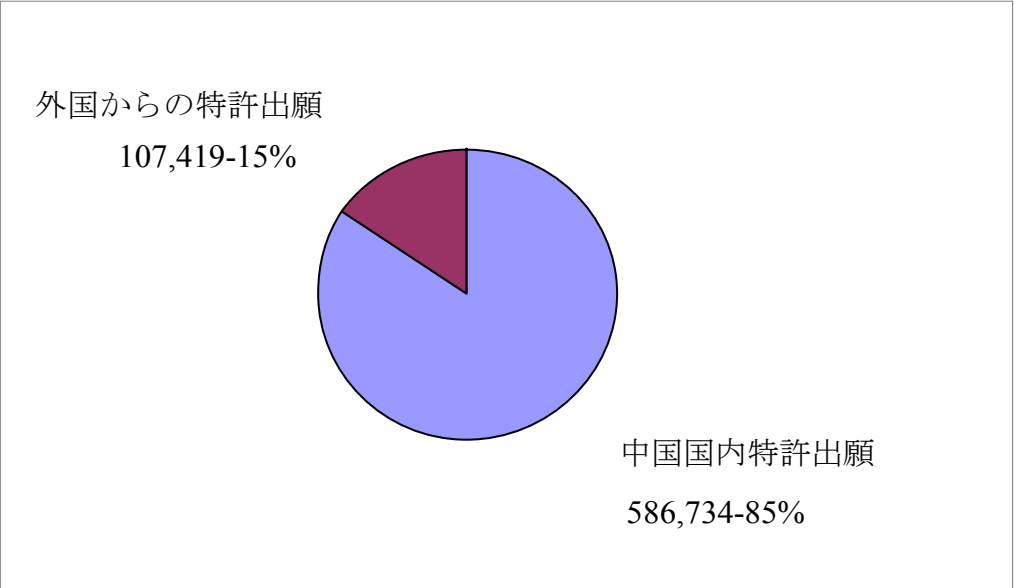
中国知的財産権関係情報統計データ

2007年度の中国特許出願及び特許査定の特許案件は大幅に増え

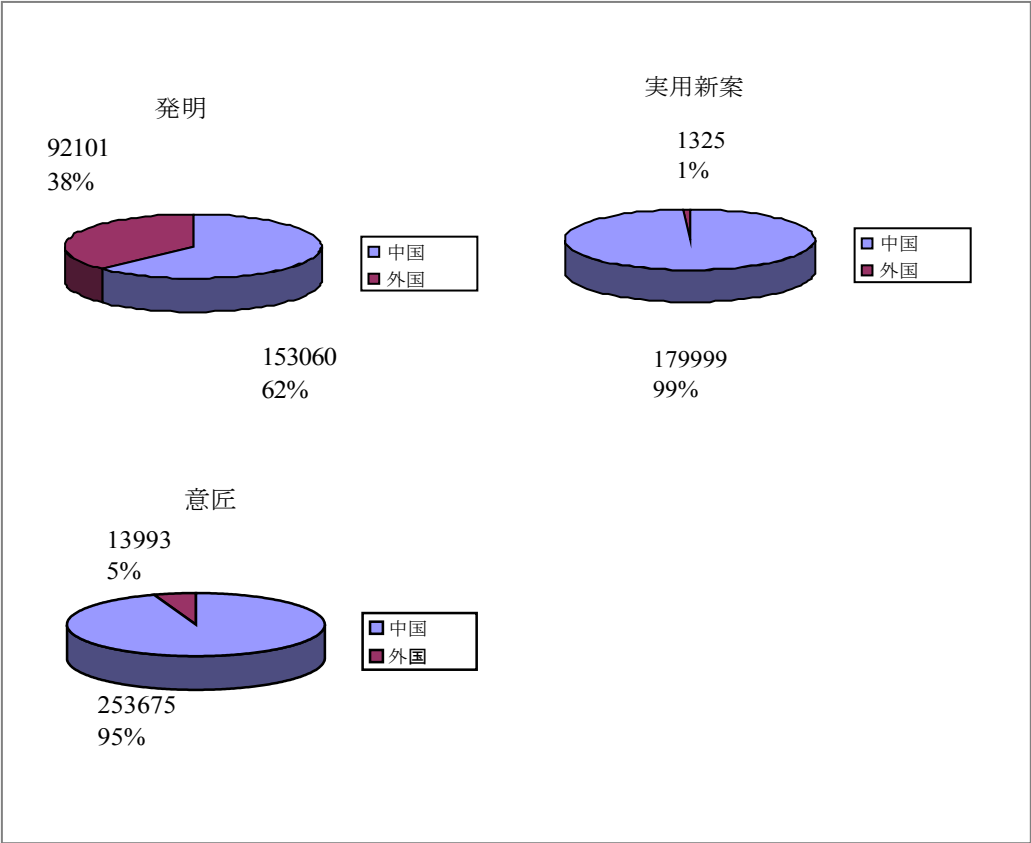
2007年度、中国国家知的財産権局の特許出願受理件数は計694153件であり、去年より21.1%増えた。そのうち、中国国内の出願は586,734件であり、去年同期より24.7%増え、総量の84.5%を占めている。外国からの出願件数は107,419件であり、去年同期より4.5%増え、総量の15.5%を占めている。発明特許出願は245161件であり、去年より16.5%増え、実用新案出願は181324件であり、去年より12.4%増え、

意匠出願は267668件であり、去年より33.0%増えた。中国からの発明特許出願件数は153,060件であり、去年同期の122,318件より、25.1%増え、発明特許出願総量の62.4%を占めている。外国からの発明出願件数は92,101件であり、去年同期の88,172件より、4.5%増え、発明特許出願総量の37.6%を占めている。

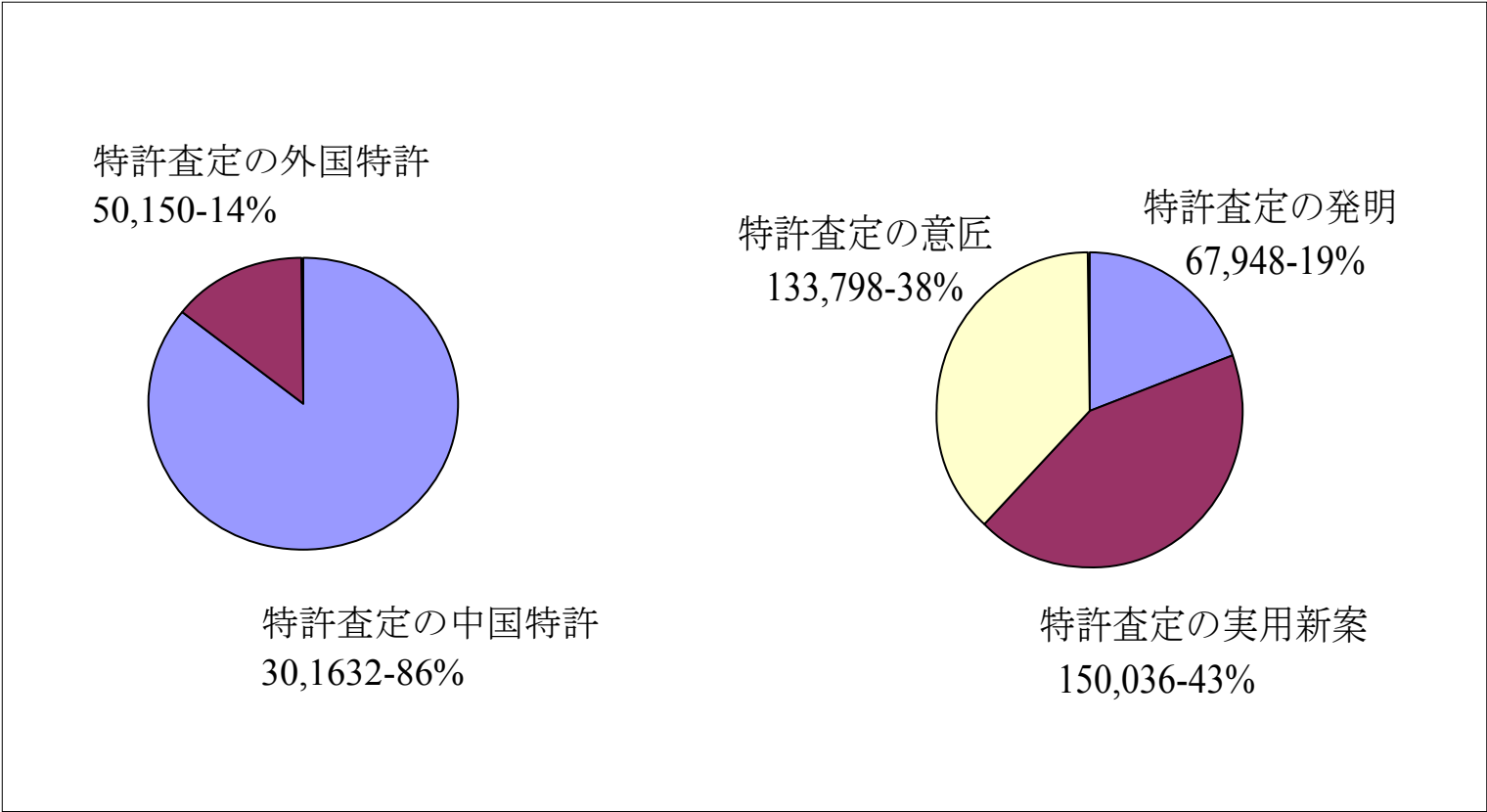
上記データは下記の図面から明らかになった。



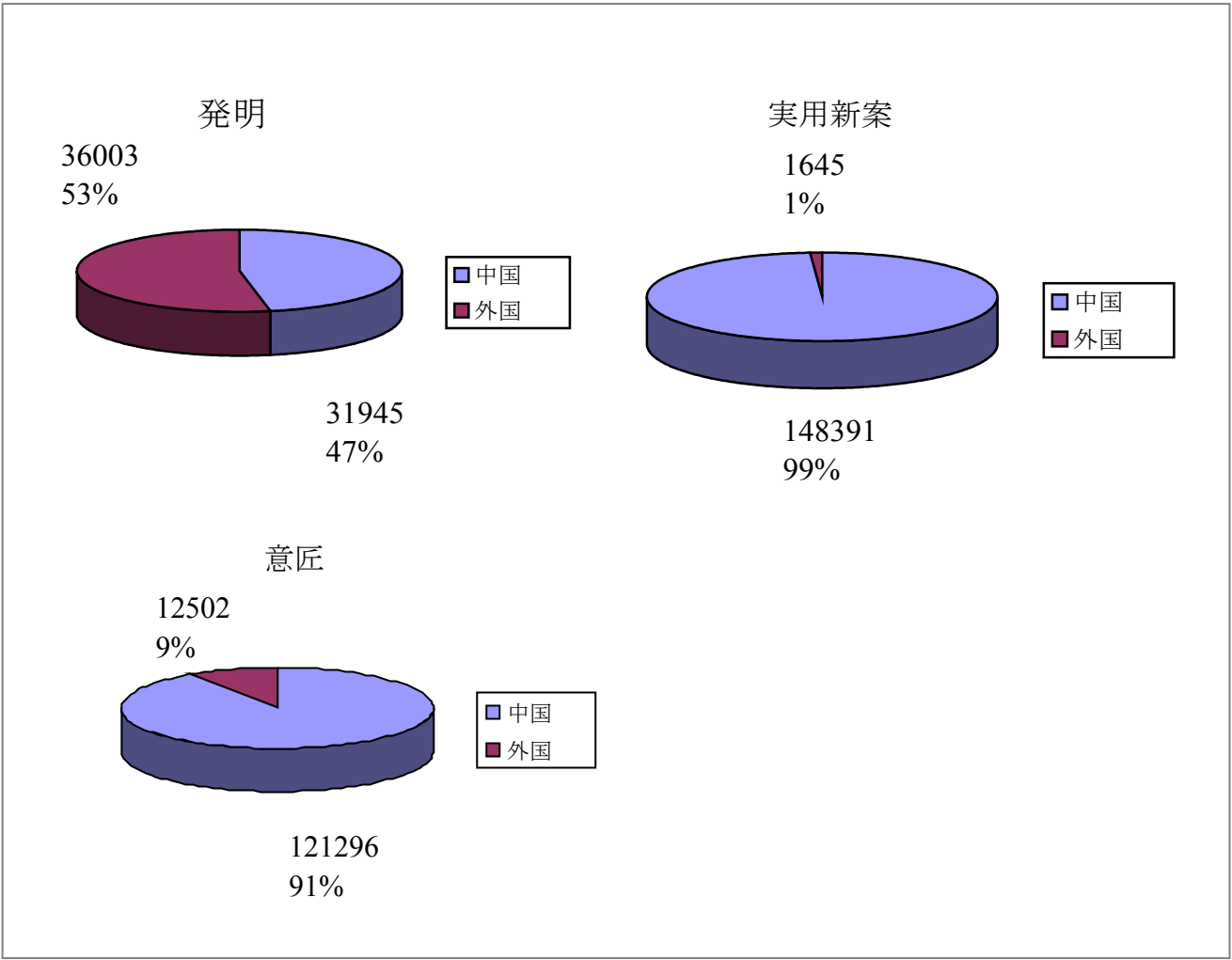
下記図面は三種類特許の中国と外国からの出願量の対照図



2007年度、中国国家知的財産権局の特許査定の特許件数は計351,782件であり、去年同期より31.3%増えた。下記図面から分かるように、特許査定の中国国内特許件数は301,632件であり、去年同期より34.7%増え、特許査定の外国からの特許件数は50,150件であり、去年同期より13.6%増えた。三種類の特許査定された特許のうち、特許査定された発明特許は67,948件であり、去年同期より17.6%増え、特許査定の実用新案は150,036件であり、去年同期より39.4%増え、特許査定の意匠特許は133,798件であり、去年同期より30.5%増えた。三種類の特許はそれぞれ特許査定の総量の19.3%、42.7%と38.0%を占めている。



下記図面は三種類特許の中国と外国からの特許の査定量の対照図



2007年度中国特許庁の受理したPCT国際特許出願は41.2%増え

特許協力条約（PCT）国際特許出願受理庁として、中国国家知的財産権局は2007年にPCT国際特許出願を計5,401件受理し、去年より41.2%増えた。その中、5221件は中国本土出願人からのであり、総量の96.7%を占める。180件が域外からのであり、総量の3.4%を占める。

広東、北京と上海などの東部沿海経済発達地域はPCT出願の主な源泉地域である。2007年に、広東省からは2646件のPCT出願が提出され、国内の総量の50%以上を占め、第一位にランクされる。北京からは560件であり、第二にランクされる。上海、台湾と香港のPCT出願件数はそれぞれ385件、270件、246件であり、それぞれ三～五位にランクされている。なお、江蘇

省、浙江省、福建省と遼寧省という四省からのPCT出願はいずれも百件を超えた。国内PCT出願の90%は上記地域からのであり、空間分布には著しい沿海性特徴を持っている。

2007年に受理した中国国内からのPCT出願の内、企業からの出願は70%を占める。その中、華為技術有限公司からのPCT出願は1544件であり、中興通信株式会社からの出願は430件であり、トップツーにランクされている。

中国特許庁の受理したPCT出願の技術分野は集中的であり、電気学分野の出願は総量の50%以上を占める。その中、大多数は電気通信技術に関する。

中国特許庁の受理したPCT出願の技術分野は集中的であり、電気学分野の出願は総量の50%以上を占める。その中、大多数は電気通信技術に関する。

世界知的財産権組織の統計によると、2007年度のグローバルなPCT出願量は再び歴史記録を刷新した。中国は2005年に初めて世界トップテンに入ってから以来、一層の発展を遂げ、2007年全年度5456件の出願量をもって、オランダを超えて世界第七位となり、去年同期比38.1%増であり、その増幅は国際出願件数前十五位の国家の、第一位にランクされている。各国の状況から見て、PCT出願量の前三位の国家は2006年と変わりが無い。アメリカは52,280件であり、依然として第一位にランクされ、日本は27,731件であり、依然として第二位にランクされ、ドイツは18,134件であり、第三位にランクされている。その次は韓国、フランス、イギリス、中国、オランダ、スイス、スウェーデンと順番に並べてある。

典型的な判例

中国特許侵害第一案の被告が上訴

2007年9月29日に、中国侵害賠償額最高の特許侵害案件は浙江省温州で一審審決を下された。原告としての中国企業の正泰集団は世界低電圧電気業界の大手メーカーの施耐德電機の子会社である施耐德電機低圧（天津）有限公司（以下、「施耐德電機」との公開勝負の中で、被告側の施耐德電機は侵害行為を直ちに停止し、正泰集団に3.3億元の賠償金を支払うよう温州市中级人民法院に命じられた。このほど、施耐德は一審審決に不服して、浙江最高人民法院に上訴した。

案件の回顧

2006年7月に正泰会社は、施耐德電機のC65シリーズが正泰の実用新案特許権を侵害したと主張して施耐德電機を温州市中级人民法院に提訴した。

2006年8月に施耐德電機は中国国家知的財産権局の審判委員会に正泰の特許無効審判を請求した。

2007年4月に一審判委員会は正泰特許の有効性を維持した維持審決を下した。

2007年7月に一施耐德電器は北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起して、審判委員会の上記維持審決を取り消すよう主張した。（まだ審理中である）。

2007年9月に一温州市中級人民法院は施耐德電器が正泰の特許権を侵害したと認定し、施耐德電器が3.3億元人民元の賠償金を支払うように判決した。

2007年10月一施耐德電器が上記判決に不服し、浙江最高人民法院に上訴した。

過去の12年の間、施耐德電器は知的財産権侵害という理由で、世界多国で正泰に20回あまりの特許侵害訴訟を提出した。

業界状況

中国知的財産権侵害賠償額絶えず上昇

2006年6月20に、鄭州市中級法院は、鄭州天宏泰隆冶金機械技術有限公司と北京泰隆自動化設備有限公司が鄭州拓普軋製有限公司への特許権侵害を認定し、鄭州拓普軋製有限公司に2980万人民元の経済損失を賠償するように命じた。

2006年8月23日に、最高人民法院は北京嘉裕東方葡萄酒有限公司が中国糧油食品(集団)有限公司の登録商標「長城」への侵害を認定し、1000万人民元の経済損失を賠償するように命じた。

2007年6月5日に、最高人民法院は、浙江華田工業有限公司が日本ヤマハ株式会社の「雅馬哈」、「YAMAHA」、「FUTURE」などの登録商標への侵害を認定し、日本ヤマハ株式会社に830万元人民元を損害賠償して、全国のメディアで公開謝罪するように命じた。

2007年9月29日に、温州市中級人民法院は、施耐德電器が中国正泰集団への特許権侵害を認定して、正泰集団に3.3億元の賠償金を支払うように判決した。

2007年12月5日、杭州市中級人民法院は、浙江新中化ネットワーク有限公司が北京喜洋洋文化発展有限公司の「月牙泉」、「水姻縁」という二曲の歌の著作権への侵害を認定し、5000元人民元の賠償金を支払うように命じた。

2008年1月に、杭州市中級人民法院は、縦横二千有限公司が張華さんの登録商標「G2000」への侵害を認定し、2000万元人民元の賠償金を支払うとともに、その他の二つの被告が連帯責任を負うようにという判決を下した。

中国は「雷雨」と「天網」という知財法律の執行行動を行う

このほど、中国国家知的財産権局は、全国で「雷雨」と「天網」という知財法律の執行行動を深く展開するとの知らせを出して、「雷雨」と「天網」の具体的な執行行動の方案も公布した。

「雷雨」行動の主な任務は知的財産権虚偽表示行為、特に悪意と群れによる権利侵害、繰り返しの権利侵害、他人の特許権の虚偽表示と権利侵害重大な特許偽称の行為を打撃することにある。「天網」行動の主な任務は、特許に関連する詐欺事件を打撃することである。

上記行動は、食品、医薬、農業、ハイテク及び現地優勢産業と重大プロジェクトを重点分野とし、流通段階の商品集散地、展覧会、デパートを突破口とし、権利人の関心が高く、権利侵害が甚だしい案件を重点とし、法律執行に力を入れ、多様な法律執行行動を展開し、一年間の専門行動を通じて、法律執行中の責任の消極転嫁をなくし、地方保護主義を杜絶し、積極的に高効率で、協力的に案件に取り組む局面を形成し、案件解決の数量と品質を保証するとともに、案件決着率を上げて、政府部門の法律執行主体としての特徴と役割を果たして、広大なる消費者の利益、権利人と革新主体の合法利益を守って、絶えず現地投資と革新環境を完備させ、各界の知的財産権制度への信頼感を強めるようとする。

北京市法院5年の間、計1.5万件近く結審

北京市高級人民法院院長としての秦正安氏は2008年1月24日に北京市第十三回人民代表大会での法院業務報告で、この五年近くで、北京市の結審した知財案件は14889件であり、同期比313%増であると指摘した。

この五年来、北京市は知財保護に力を入れてきた。法院は、著作権、商標権、特許権の紛争案件、及びネット経由の権利侵害案件、データベース、民間芸術作品保護に関連する新型案件を審理することにより、自主革新を促している。

法院が偽製品の製造と販売など甚だしい権利侵害行為への処罰を強めて、権利人の合法的な利益を保護することは秦正安氏の話しから明らかになった。オリンピック大会の知財関連案件への妥当な処理を確保するため、北京市高級法院は指導を強め、オリンピック大会の知財の保護を強化する。同時に、一部の基層法院で、知財裁判庁を増設することにした。

2002年から2007年までの5年の間、北京市各級の法院は計1685380件の各種案件を受理して、1680556件を結審し、3083.81億元あまりの紛争額を解決した。この前の五年間との同期比、それぞれ58.2%、57.3%和37.2%増である。

中国税関が「龍舟行動」を行い、三ヶ月間で 権利侵害案件を1301件調査処分

2007年10月1日から、中国税関は、近年最大規模の知財保護専門キャンペーンの「龍舟行動」を行った。上記専門キャンペーンは2008年3月31日まで続く予定である。「龍舟行動」を行って3ヶ月以来、豊かな成果を上げた。全国税関は各種輸出入権利侵害関係貨物案件を1301件を調査し、去年同期より52%増えた。権利侵害貨物を1.7億件差押え、去年同期より80%増えた。

深圳税関は塩田と蛇口を重点口岸とし、貨物輸送、郵便、特急便ルートを重点領域とし、米国、ヨーロッパ、日本を重点目的地とし、「口岸最前線、リスク管理部門、法制部門」という三位一体のリスク分析体系を通じて、三ヶ月間で、権利侵害額が高く、数量が多く、被侵害ブランドが多い案件を含んで計130余り件の権利侵害案件を調査した。

「龍舟行動」を行って3ヶ月以来、上海税関は計143件の権利侵害案件を調査し、嫌疑貨物を280万件近く差押さえ、権利侵害額は800万元の人民元近くで、有効に権利侵害貨物の上海口岸経由の輸出入を抑制した。

拱北税関は各口岸の異なる特徴を深く分析したところ、目的性のある検査措置を取る。税関検査官の知財保護と商品判別の研修を行うとともに、リスク分析などの技術手段を講じて、権利侵害貨物の差押さえ能力を高めた。その効果が目立っている。専門キャンペーンで権利侵害案件を計41件調査し、権利侵害額は235万元に達した。

成都税関は現場での対米輸出と対欧州輸出との貨物へのリスク分析を強め、リスク提示により、特定地域と高リスク貨物へのコントロールと検査比例を高め、クリスマス前にアメリカとヨーロッパ連盟行きの服装、靴、クリスマスプレゼント、玩具などの物品の監視を強めた。同時に、アメリカとヨーロッパ連盟行きのパッケージ又は郵送物の検査を強め、特に光ディスクとソフトウェアと申告された高リスクの郵送物への検査率を高めた。

中国反海賊版苦情通報センター成立

9月29日に行われた「中国版權局反海賊版苦情通報センターの成立と苦情通報センターの電話公布儀式」で、公衆は当日から無料の電話12390をダイヤルして、海賊版権利侵害の苦情を直接通報できるのは明らかになった。

苦情センターの成立は、海賊版が犯罪行為であるという強い信号を社会に伝達し、今日から、中国国内で、中国公民であれ、外国人であれ、海賊版権利侵害の苦情通報が真実であれば、その取締に寄付すれば、奨励され得ると新聞出版総署の署長の柳氏は当日の儀式で指摘した。

国家版權局は海賊版権利侵害を打撃する苦情通報と取締基金を設立し、このほど、海賊版権利侵害の苦情通報と取締の暫定弁法を公布した。当弁法によると、甚だしい海賊版権利侵害を取締る又はその取締に貢献した個人又は単位に1万から10万元の奨励をする。

紹介によると、新しく成立された「反海賊版苦情通報センター」は、公衆の苦情通報を受理するだけでなく、甚だしい海賊版権利侵害の通報と取締に貢献した個人又は単位への奨励も具体的に担当する。

柳氏は、国としては専門の反海賊版資金を設立し、反海賊版苦情通報センターを設立することは、我が国の反海賊版において採用した実質的なステップであり、中国政府の反海賊版への決意を表明し、海賊版行為の発生への抑制と自主革新への保護とを励ますのに重大な意義を持っていると指摘した。

中国法院はネット経由で23434件の知的財産権判決文書を公布

このほど、最高人民法院の知的財産権庁庁長の蔣志培氏は、2007年6月末まで、全国法院が計23434件の知的財産権判決文書をネットに掲載したと指摘した。

2006年3月10日から、最高人民法院の知的財産権審判庁と中国法院網との共催での「中国知的財産権判決文書網」を開通して以来、全国法院の知的財産権判決文書の公開発効に統一な平台を提出するだけでなく、国内外が我が国の知的財産権司法保護状況を理解する重要な窓口ともなり、大いに審判の公正性と透明度を高めて、司法の公信力を強めた。

中国知的財産権判決文書網のウェブサイトは<http://www.chinacourt.org/>である。

中国は5年連続で最も多く米国関税法337条調査された国となった

中国商務局の統計によると、2002年以来、アメリカは中国に対して337条調査を60回ほど起して、中国は五年連続でもっとも多い337条調査を受けた国家となった。その中、60%以上の案件が機電類の製品に関する。2007年1～10月のみで、アメリカは中国の会社に337条調査を14回ほど起し、同期の立案総数の50%以上を占める。

商務部の統計によると、1975年のアメリカの起こした第一回337条調査から、今年10月まで、アメリカは中国公司に起した337条調査は計75回であり、アメリカ立総数の12.1%を占める。ただし、その中60件は2002年以後に起されたものであり、対中国案件総数の80%を占める。近三年来の年平均案件金額は13.5億米ドルに達する。

337条調査された中国企業は北京、遼寧、浙江、広東、深セン、江蘇、上海などの全国14個省市に渡っている。その中、88%以上の案件は特許に関し、残りは商標などに関する。

同時に、337条調査の影響を受けた業界と製品も相対的に集中する。60%以上の案件は機電類の製品に関する。また、調査範囲も次第に化工、生物、軽工業、医療機器などの業界と製品まで行き渡っている。